

利 用 者 の た め に

I	果樹共済事業の概要	1
II	用語の説明	9
III	利用上の注意	12

I 果樹共済事業の概要

果樹共済事業の種類

(1) 収穫共済

果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業

(2) 樹体共済

樹体の損害を対象とする共済事業

共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

- (注) 1. 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものです。
2. なしのうち、支那なしは除かれます。
3. ガラス又は合成樹脂板の温室内で栽培される果樹は、除かれます（園芸施設共済の施設内農作物として加入できます。）。
4. 樹園地単位方式で加入が可能な共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツです。
5. 樹体共済の対象となる果樹は、毎年結実する状態にある果樹（結果樹）です。

加入

果樹共済には、共済目的の種類等ごとの栽培面積が5～30aの範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上について栽培の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。

収穫共済については、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じて区分を定めたものについては、その区分（「収穫共済の共済目的の種類等」といいます。）ごとの栽培面積によります。ただし、加入申込みは、共済目的の種類ごとに、その区分ごとの面積が加入面積基準を上回るもの全てについて行う必要があります。

なお、収穫共済の特定危険方式については、共済目的の種類ごとに加入面積の合計が20a（おうとう、びわ、すももは10a）を下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上で、かつ、当該共済目的の種類につき5年以上の栽培経験を有する者等に限られます。

また、果樹共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

引受方式と共済事故

収穫共済は収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済は樹体共済の共済目的の種類ごとに、農家単位で引受けが行われます。収穫共済の引受方式には、共済事故又は共済責任期間の相違により次の17種類があります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を定めた場合において農家を選択することができますが、全相殺方式及び災害収入共済方式にあっては、農業協同組合等の出荷資料から収穫量（品質方式にあっては品質の程度を含みます。）及び生産金額が適正に把握できる農家に限り選択できます。

果樹共済の種類等		共済事故		内 容	
収 穫 共	半相殺農家単位方式	減収総合方式	一般方式	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	被害樹園地の果実の減収量（その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計がその農家の基準収穫量（その農家の樹園地ごとの基準収穫量の合計）の3割を超えるときに共済金を支払います。
			短縮方式	同上	同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短縮されたものをいいます。
	の農家に単よりで損被害を樹把握地する減収方式分	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速13.9メートル毎秒以上又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」といいます。）による果実の減収	特定された共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。
			減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
			減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収	
			減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収	
			減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収	
全相殺農家単位方式	減収総合方式	減収総合方式	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	果実の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。	
		品質方式	同上の災害による果実の減収と品質の低下	果実の減収及び品質の低下による減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。	
把相分農把握殺と家すし減単るて収位方損分で式害と増をを収					

災害収入共済方式		同上の災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少	果実の減収又は品質の低下がある場合において、その農家の生産金額が基準生産金額の8割(共済限度額)に達しないときに共済金を支払います。	
樹園地単位方式 (被害樹園地ごとに損害を把握する方式)	減収総合方式	一般方式	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	被害樹園地の果実の減収量(その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)がその樹園地の基準収穫量の4割を超えるとときに共済金を支払います。
		短縮方式	同上	同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短縮されたものをいいます。
	特定危険方式	減収暴風雨方式	暴風雨による果実の減収	特定された共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の3割を超えるとときに共済金を支払います。
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収	
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収	
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収			
樹体共済	共 済 事 故		内 容	
	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷		損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるとときに共済金を支払います。	

- (注) 1. 基準収穫量は、損害評価の基準として使ういわゆる平年収穫量で、隔年結果の状況等を考慮し、共済金額を設定する際に用いる標準収穫量を調整したもので、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。
2. 基準生産金額は、共済金額及び支払共済金の算定基準として使ういわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに過去5か年間の農家手取金額を基礎として組合等が設定します。
3. 樹体共済の共済価額は、共済責任期間の開始時における樹体の資産としての評価額で、共済金額及び支払共済金の算定基準として使われ、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

果樹共済の種類等		共済目的の種類	共 済 責 任 期 間
収 穫	半相殺減収総合一般方式	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ	花芽の形成期からその花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間
	全相殺方式		
	災害収入共済方式	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ	春枝の伸長停止期からその春枝の伸長停止期の属する年の翌年（なつみかん、指定かんきつにあっては翌々年）の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	樹園地単位減収総合一般方式	パインアップル	夏実の収穫期からその夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
共 済	半相殺減収総合短縮方式	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも、キウイフルーツ	発芽期からその発芽期の属する年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	半相殺特定危険方式		
	樹園地単位減収総合短縮方式	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ、うめ	開花期からその開花期の属する年（なつみかん、指定かんきつ、びわにあっては翌年）の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	樹園地単位特定危険方式		
樹体共済		全 樹 種	組合等が定める日から1年間

(注) 樹園地単位方式で加入が可能な共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツです。

共済金額

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（標準収穫金額（価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を収穫共済の共済目的の種類等ごとに合計した額））に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から7割（特定危険方式は8割）を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

標準収穫金額＝単位（kg）当たり価額×標準収穫量

標準収穫金額×4～6割≤共済金額≤標準収穫金額×7割（特定危険方式は8割）

(注) 標準収穫量は、当該地域の標準収穫量を基礎として、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{基準生産金額} \times 4 \sim 6 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割}$$

③ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（標準収穫金額（価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を合計した額））に最低割合（4～5割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から6割（特定危険方式は7割）を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{標準収穫金額} = \text{単位 (kg) 当たり価額} \times \text{標準収穫量}$$

$$\text{標準収穫金額} \times 4 \sim 5 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{標準収穫金額} \times 6 \text{割 (特定危険方式は7割)}$$

(2) 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、共済価額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times 4 \sim 6 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 収穫共済におけるりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める特定の防災施設（防ひょうネット等）を用いて栽培するときは、共済掛金の割引（防災施設割引）があります。
- ③ 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止及び損害通知

農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

損害評価は、農家の損害通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、樹園地単位方式は樹園地ごと、樹園地単位方式以外の方式は農家ごとの減収量（災害収入共済方式は減収量及び生産金額の減少額、樹体共済は損害の額）を認定します。

ア 収穫共済

- a 半相殺方式及び … 損害通知のあった全ての樹園地について収穫期（特定危険方式樹園地単位方式は共済事故の発生の都度及び収穫期）に収穫量（特定危険方式は減収量）を検見又は実測の方法により調査
- b 全相殺方式 …… 損害通知のあった農家の全てについて収穫量（品質方式は収穫量及び品質の程度）を出荷資料により調査
- c 災害収入共済方式… 損害通知のあった農家の全てについて収穫量、品質の程度及び生産金額を出荷資料により調査

イ 樹体共済

損害通知のあった全ての樹園地について共済責任期間の終期に損害の程度を検見の方法により調査

② 連合会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの減収量（災害収入共済方式は減収量及び生産金額の減少額、樹体共済は損害の額）を認定します。

共済金

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺減収総合方式は3割（半相殺特定危険方式及び全相殺方式は2割）を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額 = 共済金額 × 支払割合

(支払割合)

引受方式	支払割合
半相殺減収総合方式	支払割合 = $\frac{10}{7} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{3}{7}$
半相殺特定危険方式 全相殺方式	支払割合 = $\frac{10}{8} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{2}{8}$

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定収穫共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = (\text{特定収穫共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定収穫共済限度額}}$$

$$[\text{特定収穫共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \frac{80}{100}]$$

③ 樹園地単位方式

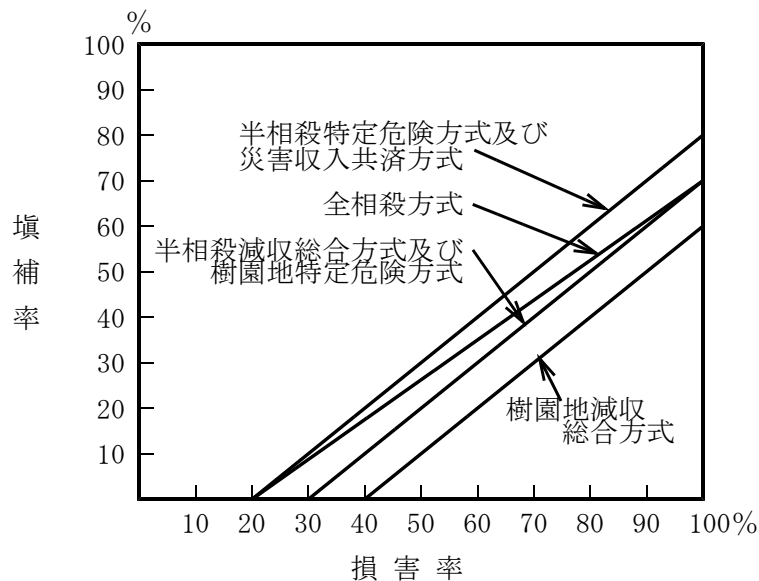
収穫共済の共済目的の種類等ごとに、樹園地減収総合方式は4割（樹園地特定危険方式は3割）を超える減収となった樹園地に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

(支払割合)

引受方式	支払割合
樹園地減収総合方式	支払割合 = $\frac{10}{6} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{4}{6}$
樹園地特定危険方式	支払割合 = $\frac{10}{7} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{3}{7}$

(参考) 収穫共済における損害率と填補率の関係



(注) 災害収入共済方式以外の方式にあつては、共済金額を最高の割合で選択している場合であり、災害収入共済方式にあつては、共済金額を特定収穫共済限度額と同額としている場合です。

(2) 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごとに、損害額が10万円又は共済価額の1割のいずれか小さい金額を超える損害があつた農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

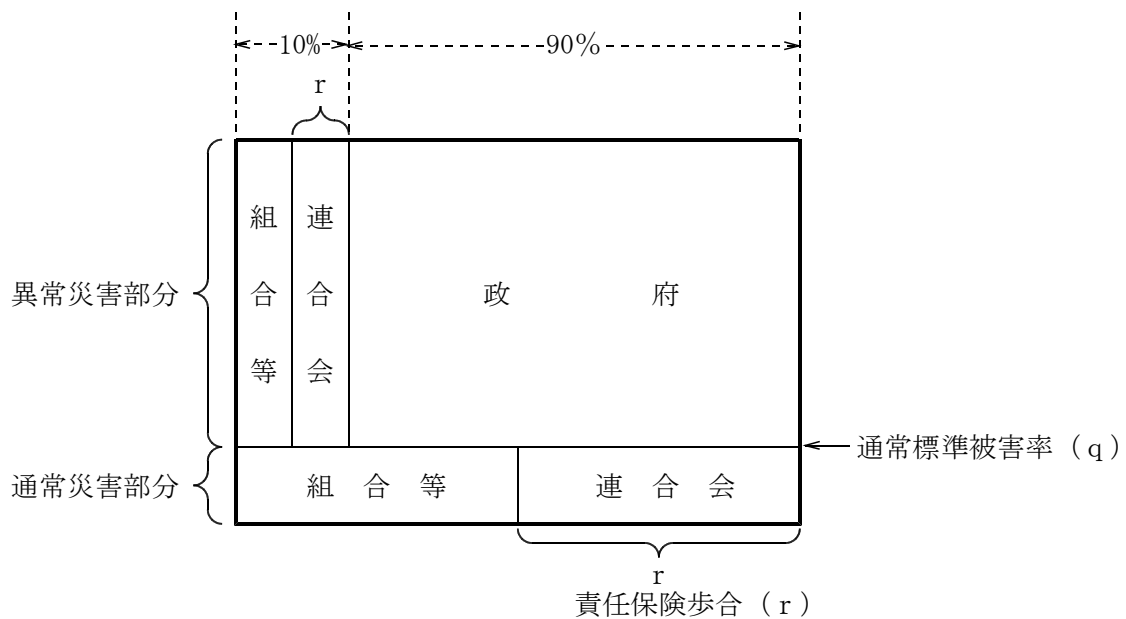
組合等、連合会、政府の責任分担

3段階制では、組合等ごとの共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）及び通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）の1割に相当する部分について組合等と連合会が歩合により責任を分担し、その他の部分については政府が再保険します。

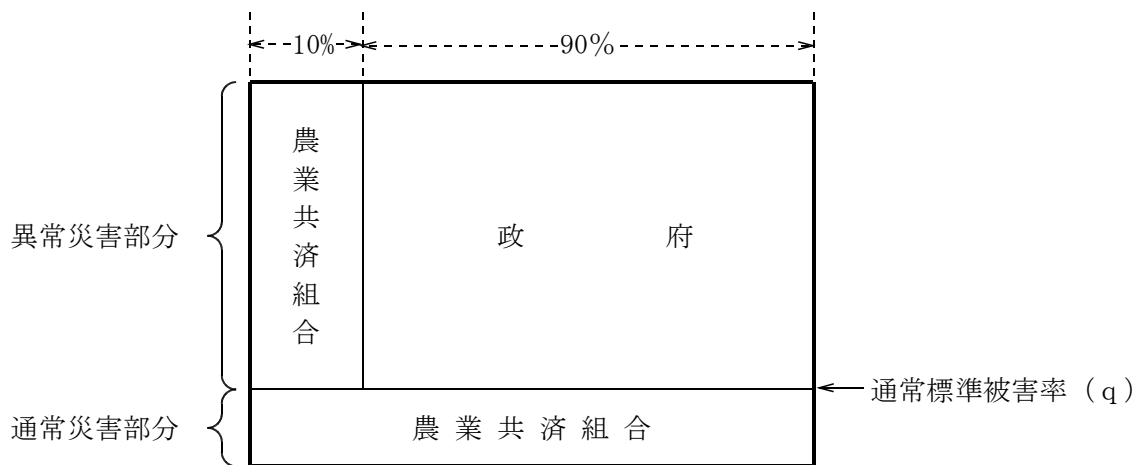
2段階制では、組合ごとの共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）及び通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）の1割に相当する部分について組合が責任を分担し、その他の部分については政府が保険します。

(参 考)

果樹共済の責任分担図（3段階制）



果樹共済の責任分担図（2段階制）



- (注) 1. 通常標準被害率は、通常災害部分と異常災害部分を決めるための基礎となる被害率です。
 2. 責任保険歩合とは通常災害部分及び異常災害部分のうちの1割に相当する部分のそれぞれのうち、組合等が連合会に付保する割合のことであり、組合等ごとに2～8割の範囲内で、農林水産大臣が定めます。

II 用語の説明

1. 共済金額・保険金額・再保険金額

(1) 共済金額は、組合等が組合員等に支払う共済金の最高限度額であり、以下により算出している。

ア 収穫共済

果実の1kg当たり価額に標準収穫量を乗じて得た額（標準収穫金額、災害収入共済方式にあつては基準生産金額）に、定款等で定める最低割合（40%～60%）を乗じて得た金額を下らず、70%（特定危険方式及び災害収入共済方式にあつては80%）を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

イ 樹体共済

共済目的の種類ごと組合員等ごとに、共済価額に、定款等で定める最低割合（40%～60%）を乗じて得た金額を下らず、80%を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

(2) 保険金額は、連合会が組合等に支払う保険金の最高限度額であり、以下により算出している。

$$\text{保険金額} = \text{再保険金額} + \text{通常歩合保険金額} + \text{異常歩合保険金額}$$

(3) 再保険金額は、政府が連合会に支払う再保険金の最高限度額であり、以下により算出している。

$$\text{再保険金額} = \text{異常責任共済金額} \times 0.9$$

2. 通常責任共済金額・異常責任共済金額

通常責任共済金額は、組合等及び連合会の責任のうち通常災害部分についての最高限度額であり、以下により算出している。

通常責任共済金額は、通常災害部分と異常災害部分とに区分する基準である。

$$\text{通常責任共済金額} = \text{共済金額} \times \text{通常標準被害率} (q)$$

異常責任共済金額は、異常災害部分についての最高限度額であり、政府が9割、組合等及び連合会が1割の責任となっている。

$$\text{異常責任共済金額} = \text{共済金額} - \text{通常責任共済金額}$$

3. 通常歩合保険金額・異常歩合保険金額

通常歩合保険金額は、通常災害部分の連合会責任額である。

$$\text{通常歩合保険金額} = \text{通常責任共済金額} \times \text{責任保険歩合}$$

異常歩合保険金額は、異常災害部分の連合会責任額である。

$$\text{異常歩合保険金額} = (\text{異常責任共済金額} - \text{再保険金額}) \times \text{責任保険歩合}$$

4. 共済掛金・保険料

共済掛金は、以下により算出している。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

保険料は、以下により算出している。

$$\text{保険料} = \text{再保険料} + \text{通常歩合保険料} + \text{異常歩合保険料}$$

5. 再保険料・納入再保険料・実納入再保険料

再保険料は、政府の再保険金の支払財源として連合会が納入すべき額で以下により算出している。

$$\text{再保険料} = (\text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}) \times 0.9$$

組合等の再保険料の額が共済掛金国庫負担額を上回るときは、その差額が納入再保険料になる。組合等ごとの納入保険料の合計額が連合会手持保険料を上回るときは、その差額が実納入再保険料である。

6. 連合会交付金・組合等交付金

連合会手持保険料が組合等ごとの納入保険料の合計額を上回るときは、その差額が連合会交付金である。

共済掛金国庫負担額が保険料を上回るときは、その差額が組合等交付金である。

7. 異常責任共済掛金・通常責任共済掛金

異常責任共済掛金及び通常責任共済掛金は、以下により算出している。

$$\text{異常責任共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}$$

$$\text{通常責任共済掛金} = \text{共済掛金} - \text{異常責任共済掛金}$$

8. 通常歩合保険料・異常歩合保険料

通常歩合保険料及び異常歩合保険料は、以下により算出している。

$$\text{通常歩合保険料} = \text{通常責任共済掛金} \times \text{責任保険歩合}$$

$$\text{異常歩合保険料} = (\text{異常責任共済掛金} - \text{再保険料}) \times \text{責任保険歩合}$$

9. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金支払の財源となるもので、以下により算出している。

$$\text{組合等手持掛金} = \text{共済掛金総額} - \text{保険料}$$

10. 連合会手持保険料

連合会手持保険料は、連合会における保険金（再保険金を除く。）支払の財源となるもので、以下により算出している。

$$\text{連合会手持保険料} = \text{保険料} - \text{再保険料}$$

11. 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府によって、それぞれ負担区分されており、以下により算出している。

$$\text{組合等負担額} = \text{共済金} - \text{保険金}$$

$$\text{連合会負担額} = \text{保険金} - \text{再保険金}$$

$$\text{政府負担額} = \text{再保険金}$$

12. 被害率

被害率の種類及び算定方法は、以下のとおりである。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

【収穫共済・樹体共済共通】

$$\text{戸数被害率} = \frac{\text{共済金支払対象戸数 (延)}}{\text{引受戸数 (延)}} \times 100$$

$$\text{面積被害率} = \frac{\text{共済金支払対象面積}}{\text{引受面積}} \times 100$$

$$\text{金額被害率} = \frac{\text{共済金}}{\text{共済金額}} \times 100$$

【収穫共済のみ】

$$\text{園地数被害率} = \frac{\text{共済金支払対象園地数 (延)}}{\text{引受園地数 (延)}} \times 100$$

$$\text{収量被害率 (減収率)} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} \times 100$$

【樹体共済のみ】

$$\text{本数被害率} = \frac{\text{全損換算本数}}{\text{引受本数}} \times 100$$

$$\text{価額被害率} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 100$$

Ⅲ 利用上の注意

1. 果樹共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合
連合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

平成29年産果樹共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

岩手県、宮城県、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、
山梨県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 災害収入共済方式の「特定収穫共済の共済目的の種類」は、本統計表において便宜的に他の方式と同様「共済目的の種類」として表記している。

3. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

4. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数